

消火器の規格省令の改正(案) 2011年1月施行予定

昨年大阪にて発生しました老朽化消火器の破裂事故などをうけ、2011年1月に『消火器の規格省令』が改正される予定です。今回の規格の改正は主として消火器の表示に関する改正であり、消火器そのものの性能に関するものではありません。そのために既に設置されている消火器について施行日から11年間は設置を認める特例が設けられています。また、消火器の点検基準も改正され、消火器の耐圧性能試験が導入されます。弊社ではお客様の消火器について劣化度合いなどの管理上の点より10年を目安に更新をご提案し実施させていただいておりますが、今回の法改正は、実質的に消火器の寿命10年を後押しする内容になりそうです。

[1] 消火器の標準的な使用期限や廃棄時の連絡先等の安全上の注意事項等について表示が義務付けられます。

① 円形標識の表示方法が変わります

② 注意事項の表示について

- ・蓄圧式消火器・加圧式消火器の区別
- ・設計標準使用期限の表示
(業務用 10年、住宅用 5年)
- ・使用時の安全な取扱いに関する表示
- ・維持管理上の適切な設置場所に関する表示
- ・点検に関する表示
- ・廃棄時の連絡先に関する表示
- ・業務用消火器には、『住宅用ではない』旨の表示

③ 現行型式の消火器について

- ・既設の消火器については、猶予期間11年経過後失効となります。
- ・施行後1年間は改正前の規格に適合する消火器は設置可能です。



[2] 消火器点検基準の一部も改正になり、蓄圧式消火器の内部及び機能点検の開始時期を3年から5年となり、製造年から10年を経過した消火器に対する耐圧性能点検が義務付けられます。

① 内部及び機能試験の基準改正

現在、製造年から3年を経過したものについて行うこととしている消火器の内部及び機能点検について、蓄圧式の消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）にあっては、製造年から5年を経過したものについて実施することになります。

② 耐圧性能試験の導入

消火器のうち、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実施することになります。

消火器の耐圧性能試験とは、本体・キャップに所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないことを確認します。

PFOS 含有消火器について

消火薬剤の原料等に使用されている PFOS（ペルフルオロオクタンスルфон酸）について、化学物質の審査及び製造の規制に関する法律（化審法）の改正により、2010 年 4 月より製造が規制（事実上の禁止）されました。PFOS は水成膜泡消火薬剤および中性強化液の界面活性剤の原料として使用されています。

すでに設置されている PFOS を含有する消火薬剤および機器（消火器、消防設備）については、速やかに PFOS 非含有品に切替える事が望ましいですが、継続して設置し火災時の使用については、省令上、規制の対象となっておりません。（平成 22 年 9 月 3 日 消防庁通知）

廃棄処分については、消火器リサイクルシステムでの処理は、見合わせています。リサイクルセンターにて PFOS の適正処理ができる仕組みを構築中です。それまでは、廃棄をする該当消火器がある場合、当面 お客様の方で保管をお願いいたします。

弊社で点検を実施させていただいているお客様の物件におきましては、PFOS 含有の消火器・消火薬剤については随時把握させていただいております。何か、ご不明な点がございましたら、弊社担当者までご質問をお願いします。

詳しくは、インターネットで『日本消火器工業会』<http://www.jfema.or.jp/topics/topics6.html>をご参照ください



「晩秋の彩り」（北海道美瑛の丘）

本年は、防災管理点検の導入、消火器のリサイクルのスタート、消防庁のツイッターでの情報発信など新たな取り組みがはじまりました。来年もコツコツとわかりやすい消防関係の情報の発信を行っていきます。どうかよろしくお願いします。よいお年をお迎えください。